

平成25年7月2日

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二 様

池田市市長公室広報広聴課

2013年度自治体キャラバン行動・要望書の回答について

平素は、本市の市政運営にご理解、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大変遅くなりましたが、2013年度自治体キャラバン行動・要望書について回答いたします。よろしく願いいたします。

1. 国民健康保険・救急医療について

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)

一般会計から国民健康保険特別会計への繰入につきましては、国の繰入基準に基づいて行っているところです。また、従来から本市独自の保険料軽減・減免制度を実施しており、それらに要する費用を一般会計から繰り入れております。厳しい財政状況が続く中、保険料引き下げのために一般会計からこれ以上の繰入を行うことは非常に困難であると考えております。

保険料の減免につきましては、災害や失業・疾病などによる著しい所得の減少により保険料の納付が困難な方ならびに障がい者を対象として、条例及び要綱に基づき対応しております。

一部負担金減免につきましては、池田市国民健康保険条例施行規則に基づき、通院も含めて実施しているところです。窓口において生活実態などを十分にお聞きした上で、適切に対応してまいります。

また、減免制度の周知につきましては、ホームページに概要を掲載しておりますが、今後は更にわかりやすいものに改善していきたいと考えております。

回答:福祉部 国保・年金課

②「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらぬこと。

特別な理由も無く一定期間以上の滞納が続いた場合には、被保険者間の負担の公平を図る観点から、資格証明書を交付することが保険者に義務付けられているところです。

交付にあたっては、一律機械的に行うのではなく、弁明の機会を設け、個別事情を十分考慮して対応しております。

高校生世代以下の子どもの被保険者証につきましては留め置きせず、郵送しております。

③滞納処分については法令を順守し、主文前には必ずく面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。

保険料の滞納による財産差押につきましては、被保険者間の負担の公平を図る観点から、滞納保険料の納付相談等の呼びかけに応じていただけない世帯に限り実施しております。差押にあたっては、事前に数度の通知を行い納付や納付相談を呼びかけたうえで、納付できるだけの財産等があるにもかかわらず納付しない方に限り実施するなど、慎重に対応しております。

④国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

国民健康保険の制度等につきましては、日ごろから担当職員間で情報共有し、正しく理解したうえで業務にあたっており、今後も更に認識を深めるよう努めまいります。

⑤国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。

納付相談等において生活困窮状態にあると思料される場合、本人の了解を得た上で、生活保護担当課に連絡・相談をしております。

⑥国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

国民健康保険運営協議会は原則公開とし、傍聴を認めております。開催について市民への周知についても、市掲示板において実施日時、案件等を一定期間掲示してお知らせしているところです。

⑦広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。

保険財政共同安定化事業の拠出金の算定方式にいわゆる総所得割が導入されたことにより、本市におきましても拠出金が増加しました。

今後の拠出金の算定方式の検討にあたっては、これまでの事業効果を検証するとともに、市町村と十分協議をするよう要望しています。

⑧福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

地方単独事業実施に伴う国庫負担金の削減措置につきましては、市長会を通じて廃止を要望しているところです。

また、厳しい財政状況が続く中、一般会計からこれ以上の繰入を行うことは非常に困難であると考えております。

⑨救急医療の充実を図ること』災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品・医療材料・水・食料・燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。

大阪府と大阪府市町村は大阪府重要物資備蓄目標量を設定し、協力分担して大規模災害に備えてアルファ化米、毛布、簡易トイレ等の重要物資を備蓄しています。

今後もこの目標量を基本に備蓄及び更新を行っていきます。

回答：市長公室 危機管理課

救急医療につきましては、さらなる充実を図るため、本年6月より急病・救急総合診療科を救急総合診療部に昇格させ、また、午後8時まで主任部長又は部長が診療を行う体制に改めたところです。

災害時医療体制につきましては、災害対策要綱に基づき、池田市災害対策本部等と密接に連携しながら、対応してまいります。

防災に関する貯蔵品につきましては、適切な把握に努めております。

回答：市立池田病院 総務課

本市の救急業務は、昭和39年救急業務開始以来、市民の生命・身体を守る上で不可欠な業務として定着しています。

池田市において平成24年中の救急出場件数は、5,187件で過去最多となり、また全国的にも現場到着時間・病院等収容所要時間ともに延伸傾向となっています。

本市は、より質の高い救急業務を実施するため総務省消防庁指導の下、消防機関と医療機関等で構成する豊能地域メディカルコントロール協議会及び大阪府池田保健所・市立池田病院等と協議連携しながら、今後も円滑な救急搬送体制の構築を図ってまいります。

また、消防職員の増員につきましては、現在のところ増員の予定等はありません。

回答：消防本部 総務課

2.健診について

①特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

本市では、特定健診の基本項目に上乗せし、追加健診として、貧血検査、白血球、ALP、クレアチニン、尿素窒素、尿潜血などの追加健診を市独自で実施し、従来の住民健診と同等の内容の健診を行っており、費用についても無料です。結核検診についても、65歳以上の希望者に実施しており、費用についても無料です。

回答:子ども・健康部 健康増進課

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

がん検診と健康診査の同時実施については、がん検診受託医療機関では健康診査とがん検診は同時実施可能です。また、休日急病診療所では総合がん検診として、健康診査と同時に胃がん、肺がん、大腸がんをセットで実施しています。

がん検診の費用は診療報酬の2割程度の一部自己負担金を徴収し、生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は、一部自己負担金の免除を行っています。

③人間ドッグ助成を行うこと。

人間ドッグについては、特定健康診査が始まったときに廃止をし、人間ドッグに変わる総合がん検診を実施しております。

費用は、診療報酬の2割程度の一部自己負担金を徴収し、生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は、一部自己負担金の免除を行っています。

④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

健診に関しては、平日だけでなく土曜日にも実施をしています。また、医師会委託で市内の医療機関でない会館等において健診を実施しております。

3.介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料(基準額)を引き下げること。第1,2段階を引き下げること(基準額の0.3程度以下とすること)。国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。

本市においては、国の考えに基づき介護特会に対応することとし、一般会計からの繰り入れによる補填の予定はありません。

介護保険料については、急激な上昇を避ける対応、合計所得金額のあり方等について、市長会を通じて国へ要望してまいります。

減免制度につきましては、現行の減免要綱で柔軟に対応しております。

回答:福祉部 介護保険課

②国庫負担割合の引上げを国に求めること

介護保険制度の財源確保について、国・府に対し継続的に要望してまいります。

③給付範囲の縮小(軽度者等の保険給付範囲縮小)及び利用者負担増を行わないよう国に求めること。経度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後導入しないこと。

給付と負担のあり方について、大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会を通して、国に提言しております。

介護予防・日常生活支援総合事業については、その有用性に大きな効果が期待できないとの判断のもと、平成25年度での実施は予定しておりません。今後は、本事業に係る諸要件の変更・推移を見守りながら、メリット・デメリットを都度検証してまいります。

④国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。

低所得者対策については、抜本的な見直しを検討し国庫負担による恒久的な措置を講じるよう、引き続き国に要望してまいります。

⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

施設等の整備については、大幅な拡充により介護保険料が圧迫されることのないよう、

第5期池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、認知対応型共同生活介護(グループホーム)等の整備目標を掲げており、これに基づき整備を進めてまいります。

高齢者住宅については、状況把握と適正化に配慮してまいります

⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

不当なサービス制限が生じないよう、事業者に対して、利用者の状況に応じた介護サービスの適正な給付を行うよう、継続的に指導監督を実施してまいります。

⑦監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導のようにすること。指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること。

事業者指導については、適正な制度運営と利用者擁護の双方に配慮しながら進めてまいります。

⑧ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネジャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。

ケアプランチェックについては、保険給付の適正化と利用者擁護の双方に配慮しながら進めてまいります。

⑨害者の65歳問題が深刻である。利用料負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。

障がいをお持ちの高齢者については、親なきあと対策として施策展開を検討してまいります。

4、生活保護について

①ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

平成 25 年 4 月現在 733 世帯に対し、正規職員 6 人、任期付短時間職員 3 人の 9 人体制で、全員社会福祉主事任用資格者です。

経験年数としては、5 年 1 人、3 年未満が 8 人となっております。

ケースワーカー1人当り、標準数の80世帯で、国の基準を満たした人員配置となっております。

今後も申請者に対し、適切な対応を心掛けていきます。

回答:福祉部 生活福祉課

②埼玉県三郷(みさと)市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保にすること。護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度を分かりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全て申請用紙を参加者全員にご配布ください。)

窓口用に「生活保護制度について」の小冊子。また、保護の相談、申請時の説明用に「生活保護のてびき」、保護の開始された方用の「生活保護のしおり」を作成しております。

窓口、相談時においてそれぞれを活用し、わかりやすく説明に努めているところです。

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

ケースワーカーが、面談や家庭訪問により生活状況等を把握し、ケース診断会議を開催し、組織的に助言、指導を行っております。

就労支援相談員が、きめ細かい就労支援を行い、またハローワークと連携を密にし、仕事の確保のため支援を行っております。

④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

就職活動や必要な医療が受けられるよう移送費の審査、決定を行っているところです。

今後も就職活動や通院が阻害されないようわかりやすく説明に努めてまいります。

⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないなど健康悪化を招く事態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。

休日、夜間の急病時の「医療券」は、医療機関の協力の下、後日発行で対応できております。

また、子どものキャンプ、修学旅行時は、「受給証明書」で対応しております。

⑥枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有が認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。

身体障がい者で、生活状況、必要性、病状などを考慮した上で、保有の是非を判断しております。自動車が無いと生活できない方については保有を認めています。
短期間で自立可能と判断される場合は、保有を認めています。

⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

面接官等としての警察官OBの配置は考えておりません。
各ケースワーカーが、訪問調査などを行い、受給者の生活について把握に努めております。

5.子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①こども医療費助成制度は、2012年4月段階で1)全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2)1293自治体(74%)が所得制限なし、3)752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、これはいかに子どもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

現在、乳幼児医療費助成制度として、大阪府の制度では通院の際には3歳未満、入院の際には6歳未満との年齢制限があります。

上記の内容に付け加え、池田市は独自制度として医療費助成制度を設けております。

年齢制限に関しましては、少子化問題にも考慮をし

○ 第1・2・3子の児童は小学校3年生まで（平成25年7月から）

○ 第4子以降の児童は小学校6年生まで

というような形で、通院及び入院に対する助成について年齢制限の拡充に努めてきた次第です。

また、本市としては、より子育てしやすい制度となるよう平成24年7月から入院に対する助成を15歳年度末(中学校卒業)までに拡充しました。

今後の福祉医療のより良い発展のためにも鋭意努力してまいりますので、ご理解の程

宜しくお願いいたします。

回答:福祉部 保険医療課

②いまだ全国最低レベルの妊婦健診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

本市は、1回の無料健診を平成20年度より3回公費負担額を 16,600 円、平成21年度は14回、35,000 円、平成22年度は14回 42,000 円、平成23年度は 47,000 円、平成24年度は 54,000 円、平成25年度は 61,500 円に増額してきました。今後においても、財政状況を鑑み検討してまいります。

③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとにならないよう対策をとること。

本市では、所得基準ではなく、文部科学省(当時文部省)昭和39年通達「就学援助費に係る事務処理要領について」の基準を認定基準としており、申請年度または申請前年度に「市町村民税の非課税」や「国民年金の掛け金の免除」等に該当する者はそれらを証明できる書類、その他、「学校長が学校における日常観察や家庭訪問等により特に援助が必要と認める」者は、状況報告書と申請前年度所得を確認できる書類を申請時に添付を求めている。

申請方法は、毎年申請で学校経由の間接申請方式を採用しており、次年度向けの継続申請は、前学年の時に学校の方で申請の準備をし、申請書に各種証明書類または源泉徴収票、確定申告書の写しの添付により年度当初から申請を受け付けている。

今年度の小・中学生の学用品費および中学生の新入学学用品費は5月中旬に第1回目の支給をしたところ。

回答:管理部 学務課

④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

本市では、「池田市次世代育成支援後期行動計画～新・いけだ子ども未来夢プラン(平成 22～26 年度)」を策定し、様々な子育て支援策の充実に取り組んでいます。

現在、市独自の家賃補助の制度化については予定がありませんが、新婚・子育て世帯向け家賃補助については、大阪府で制度化されており、市民への紹介に努めています。

回答:都市建設部 交通・総務課